

第 24 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 2 月 8 日 (木) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵
5 番 濱口佳史、7 番 橋田美和、9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志
12 番 福留康弘
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
6 番 金子俊博、8 番 伊芸精一、11 番 酒井幸男、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
6 番 尾崎澄夫
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (3 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について (1 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長

それでは、時間もきましたので2月の定例会を始めたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今日欠席者、5名おまして、〇〇くん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの5名が欠席ということでございますが、会の方は成立しております。今日の議事録署名人ですが、〇〇君と、〇〇さんをお願いしたいと思います。

議案第1号3条許可申請3件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら1ページをめくっていただきまして、議案第1号3条許可申請の番号1番からいかさせていただきます。

譲渡人が、〇〇の〇〇さんで譲受人が、〇〇の〇〇さんです。

申請地は、〇〇です。

畑で195㎡となっております。

予定としましては、許可ありしだい所有権移転を売買で行うの予定となっております。

3ページから7ページをお願いします。

3ページのほうが、航空写真となっております。

場所としましては〇〇へ〇〇とに上がっていく道の途中を右に折れて上がっていく道になります。

反対側の細い道を渡っていくところとなります。

ページをめくってもらって拡大の航空写真となります。

赤の括弧書きで囲っている部分が、今回の申請地となります。

7ページをめくってもらったところが公図となります。

ちょっと名前のほうを言っております。

それからさらにページをめくっていただきましたところが現況写真となっております。

ちょっとこの現況写真私のほうの赤枠がちょっと位置関係がおかしいんですけど、奥のほうまでずっと、この角の奥のほうまで、1区画が、申請地となります。

航空写真の拡大図を、すいません見てもらったら分かるように、この部分が、申請地のイメージです。現状としては写真のとおりちょっと、現状では、耕作がちょっと、されていないような状況となっておりますが、許可があり次第、今回申請者の方で、耕作をしていくということです。ページめくっていただきまして調査書のほうになります。

議案1号の1番で、譲受人は〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。

1号の全部効率利用につきましては、譲受人の方は、季節野菜を農業でつくられている方であり、今後も営農する状況等からみて。作業に従事にすべき農地全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

実態には作業の方々にはご本人さんとお兄さんが、従事をされるという形で、所有の機械は、トラクターと運搬車となっております。

それから、2号については、該当なく、3号も該当はありません。

4号の農作業の従事につきましても、年間240日の、農作業の従事の予定となっております。5号は該当はありません。

6号につきまして地域調和については、所有権移転後につきましては、季節野菜を耕作するというので、周辺農地への影響はないものと思われまます。該当はありません。

事務局のほうからは、以上です。

議長 はい、今、事務局のほうから説明がありましたが、この件につきまして質問質疑ありませんか。担当委員さんのほうから何かありませんか。

〇〇委員 この間、〇〇さんと現場の申請地に行ってきました。
ですが、4ページの航空写真と5ページの公図を見て見比べて、非常にわかりづらかったです。
そういうのは、航空写真で真っすぐあの中に道が通ってますよね。
これが公図のほうでは、表記されてないんです。
申請地はどこが2人で大分頭をかしげました。
それと、さっき事務局の説明で言うたけど、この申請地は、見ての通り写真で見てのとおり、かなり荒れてます。
それでね、まだ荒れていることに加え、この枠の中の左側のように青に見えるのがごみです。
それから、この赤くの、もうちょっと延ばしたところ、奥のほうですかね。
うん。
テレビも2台捨てられているような状態でほかにも何か廃棄物があったように見ておりました。
譲受人がねえ、果たしてここ、これを、新たに畑にしてほかにも耕作するぐらいのことができるだろうかみょうに疑問に関しましてはこれが自分の感想です。

議長 これは、現場はここで間違いないがよね。

〇〇委員 事務局が赤枠で囲んで、申請者と話して、ここじゃいうて、言うてくれたけん、自分がそこを確認しました。

議長 これ実際は赤枠はもっと奥まであるがよね。この荒れているところ全部よね

事務局 はいそうです。

議長 左側は道路っていうことよね。

〇〇委員 そのね、公図のね、〇〇さんですかね、ここの土地なんかの横に道いうて表記されてますが、道とか確認できなかったです。はっきりと分かんず、正直なところ。

議長 はい。この件につきまして、ほかに何かありませんかね。
現場を見た限りではなかなか不法投棄もあって、耕作するかどうかははっきりわからんということでございますが。
そこらあたりはまた許可がある場合は、確認、現場確認をして、指導をせないかんと思います。本人は作るといっていますか。

事務局 はい、本人も作るといっています。ただ、お兄さんのほうが、どちらかという、やっているので主でやっていくことになるといっていました。

議長 住所が〇〇と書いていますが、〇〇から野菜を作りに来るがよね。
何かほかにありませんか。現状不法投棄みたいなものもあるということやけど、これをのけて作るということであればいいわね。
何か質疑ありませんか。ないですかね。

議長 それでは、3条許可申請の1番につきまして、承認を受けたいと思います。
承認されます方、挙手願います。
挙手多数です。1番につきましては、承認ということになりました。また、現場確認など必要な場合は行ってください。

議長 それでは、3条許可申請の2番、3番一緒に事務局のほうから説明をおねがいします。

事務局 1ページ一覧表の中、2番と3番一括で説明いたします。
また、2番のほうは、譲渡人が〇〇の、〇〇さんで、譲受人が、〇〇の〇〇さん、申請地は、〇〇、畑で31㎡、それから3番のほう、もう一筆が譲渡人が〇〇の〇〇さん。譲受人が、〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇、畑で108㎡となっております。
いずれも、許可があり次第、売買予定となっているということで、8ページからが、航空写真等となっております。
左の上のほうに、三浦小学校が校庭等が見えるところから、申請地との位置関係を見ていただきたいと思いますが、〇〇から前に向いて突き抜けて〇〇の左手にあるような位置になります。
めくっていただきましてその〇〇拡大図が赤枠で囲っている部分です。〇〇の裏になります。ページめくっていただいて、公図、それからそのあとが現況写真となります。

現況もう既に畑として使われておりますので、今のまま使えるというような状況です。

それから、調査書のほうが次のページになっております。

全て、該当ありませんが、読み上げさせていただきます。

譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、1号につきましては、譲受人を農業されている方であり、今後も営農する状況等からみて、作業に従事にすべき農地全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

作業は〇〇と〇〇で行う予定となっております。所有機械としましては、トラクター、田植機、コンバインとなっております。

2号、3号は該当ありません。

4号も該当はありません。

常時従事としましては年間200日を予定されております。

5号につきましても該当はありません。6号もありません。所有権移転後につきましては、現況と同じ野菜を耕作する予定となっております。よって、周辺の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして、ページめくっていただきまして3番の、〇〇、108㎡、隣の畑になります。

ページめくっていただきまして拡大写真、公図のページになります。

さらにページめくっていただきまして、航空写真があります。

手前のほうが〇〇の畑になります。

ページめくっていただきまして調査書のほうを読み上げさせていただきます。

譲受人は、〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。

該当の有無につきましては全てありません。

1号の、全部効率につきましては、譲受人は農業をされている方で、今後も営農する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。作業者は〇〇と〇〇で、所有機械は、トラクター、田植機、コンバインとなっております。

2号、3号は、回答ありません。

4号もありません。

従事日数としましては年間200日の従事を予定しております。

5号につきましても該当ありません。〇〇もなく、地域調和としましては所有権移転後も、現況と同じ野菜を耕作するということで、周辺農地への影響はないものと見込まれます。事務局のほうからは以上です。

議長

はい。担当は私でございます。昨日も、〇〇さんと一緒に現地見てきまして、現在〇〇くんが〇〇の裏ですが、野菜を作っています。写真でみるかぎりでも耕作をしております。畑は〇〇さんと〇〇さんの〇〇が所有しておった畑でございます。畑の交換など過去に話はしておりましたが、登記までは行っていませんでしたので、今回売買の申請がさ

れたものです。特にあの周辺にも影響もなく問題ないと判断しております。

この件につきまして、何かありませんか。

ありがとうございます。なければ承認を受けたいと思います。

3条許可申請2番、3番同じとことですので、一緒に許可を受けたいと思います。

承認されます方、挙手ねがいます。はい、挙手全員です。

2番と3番につきましては承認をされました。

議長 それでは議案第2号農地法第5条申請につきまして、前回保留となっていた案件です。事務局のほうから新たに説明おねがいたします。

事務局 資料としましては前回と同じ、資料とはなりますけども、航空写真、拡大の部分と、公図と、事業計画図をつけさせていただいております。

前回、1月の委員会で、保留になった点としまして、周辺農地への営農条件で、支障を生ずることについてどこまでが、周辺として同意、または協議を必要とするのかということについて、その基準が明確でなかったため、判断がつかないため保留となっている案件です。また協議の途中では、大雨等での影響で宅地等への浸水の影響もあるということで見もでてきて、協議の範囲でなかなか審議のほうができないということになっておりました。この基準につきましては、あくまでも農地法上として、農地に関連することについて判断をすることになります。

この点につきましては県のほうにも、基準について、確認をとらせてもらいましたが、その基準、今回農業委員会で判断する基準につきましては、あくまで町の農業委員会として、これまでに行ってきた判断基準、ここに基づいて、周辺農地への営農条件に支障があるのかないのかというところで、判断してもらうことになるということです。

で、流れとしては、町の農業委員会での判断をもって、県のほうに上げること、意見として、町の農業委員会は上げることになります。

県は県で、県の農業委員会として、判断基準に基づいて、同じく町の農業委員会の意見を考慮しながら、総合的に判断をするという流れになります。

そこでこれまで、5条申請で、当農業委員会です、周辺の農地への営農条件に支障を及ぼすかどうかについての基準というのは、一定、主に隣接地について、これまで検討して地権者であったりとの協議、同意をとってきた経緯があります。

ですので、今回、周辺、広範囲にわたって水があふれるとか、宅地に水が行くとかというような話も、前回もでておりましたが、今回のみ広範囲の周辺への全影響への協議をする、また同意が必要だということの協議は、なかなか出来ないのではないかなど、事務局のほうでは思っているところです。

で、そうのようしなければですね、仮に、県のほうへはこの申請について送れない、町としては駄目ですよということになった場合にですね県のほう、または申請者の方に、な

ぜ、今回の判断が駄目なのかというところを、農業委員会としては、説明をする必要が出てくるような状況になってきます。

ですので、異なる、判断基準をもって、今回だけ広範囲な部分を判断したということになるとですね、なぜ、今回の審査だけは広範にしないといけないのかといったような、部分でいうのも出てくるということで説明がなかなか難しい状況になるのではないかと思います。今回の件につきましては、現状においては大雨時には既に水は溢れやすい場所であるということが、要望としてはありました。

その部分につきましては、いずれかどこかの部分に要因があり、水があふれる要因っていうのはあるということではあると思います。

すごい大雨だからということもあるかもしれませんが、どこかに要因があるのかもしれませんが、今回の申請に対して、農地法に基づいた、5条申請に対しての、農業委員会としてはその判断、審議については、一定その部分切離して審議を行っていただく必要があると思っております。

現状として、現場においては、この前回もお示しして、資料としておりましたが、差替資料の事業計画①の形のように、当初は全面を嵩上げするといった形で、行っておりました。

あと町道から40センチぐらい上がるっていうような条件で、最初出てきておりましたが、現状現地の方、隣接地域の方と、協議を行った結果ですね、町道と同じレベルでの嵩上げにすることと、そこに水色で色がついていると思いますが、隣接地との間3メートルについては盛土を行わない等の話合いの協議をされて、構造など、今回の盛土の件、構造について、一定話し合意をいただいているという状況となっております。そういった点を踏まえましてですね、皆様にはあると、周辺農地、当委員会としては、隣接農地等への営農条件への影響が、この5条申請によって、起こるものかどうなのかというところを、判断をいただきたいというところです。

事務局のほうからは以上です。

議長 今、事務局のほうから、前回の保留案件につきまして、説明がありました。我々の方としたら、広域の、大雨による被害というものがなかなかこう判断出来にくいと。ここを埋めたけん、浸かるとか、浸からんとかの判断の理由を示さなくてはならないとなってきますので、我々としましては、農地、周辺農地の同意があれば許可せざるをえないのではということになってきて、その理由づけとしては難しくなっていきます。ここ雨で一帯が浸かるということが（不許可）理由になれば、今後一帯の土地がつつけないということにもなってきますので、その辺も判断基準に考えていただきたいと思えます。担当委員からなにかあればお願いします。

〇〇委員 このあたりの土地はすべて遊休地なので、耕作している方はいません。

議長

例えばここを埋めたけんいうて、ここが浸かるということの判断はできにくいわね。盛土は道の高さまで盛るということやね。周辺にはここよりも埋まっていますよね、(高いところがある) やけんここをうめたけん、つかったということにはならんわね。まあ、我々としては、周辺農地お同意があれば許可せざるをえんのではないか。仮に不許可にしたら、その辺一帯の土地はつつけんなることも考慮してもらいたい。

事務局

補足します。

まず、農業委員会で判断するのは、農地への影響があるかどうか。前回のお話で宅地が浸かるから、遊水地帯になってるので、ここを埋めたが、宅地が浸かる可能性があるのという話が出てたんですけど、仮に宅地が、ここを埋めたからといってですね、浸かった場合が判断基準があるかどうかといたら、農業委員会上は、判断基準はそれでしたらいけないということです。

農業に、ここを埋めたら必要があるかどうか、仮に高い建物が建って日陰になるからいけないとかですね、今回もここを埋めて、水が浸かってですね、農業上支障があるということだったら、転用駄目ですよ、というのはあります。

なので、この前出てきていた、宅地が浸かる可能性がこれであるからといって、転用ということではなくて、要するに農地、営農に支障があるかどうかで判断してもらいたいというのが一つです。

もう一つが、当地区への同意、区長さんからハンコをもらえるのかというようなのが、いうこともあったんですけど、今回この部分でしてしもうたらですね、今回だけ取らせて、何で前は取らせてなかったとかとかですね、今後も取らすのかというようなことが出てきます。

なのでそういうようなことなんかも、ここだけ特別にとらずということをする場合はですね、なぜこの案件だけということをするのかとかですね、隣接地自体は同意もらってますよと。

仮に、それよりか広範囲心配などで農地への影響が心配なので、同意をとってくださいというふうに、この案件があったらですね、なぜこの案件だけという、広い範囲を、同意を取らすのかというような説明を、申請者とかですね、あとなぜそういう行為をしたとかということ5条、県の許可が必要ですので、県のほうにですね、説明する必要がある、出てきますよと、今回だけ特別にそういうことをしたのかと、いうようなことなんかも農業委員会で判断を、説明をする必要がありますよということです。

なので今回の案件自体はですね、通常、出てくるような形でですね、周辺の立地の同意もとってますよと。

ある一定隣地の方に話をしてですね、道の高さまでにするとかですねそういうような、協議なんかもしてますよということであとは農業委員会のほうでですね先ほど言ったように

周辺農地への影響があるので、いいかどうかというようなことはこの場で諮って決めるということになるんですけど、そういう判断基準のもとに農業委員会として、決めていただくということになるということ。

議長 大体5条申請については県のほう、隣接地の同意ということで離れたところの同意までは必要ない、というようなものが大体県の常設審議委員会に出てくる。
でも大体周辺の農地の同意があればということよね。
今回の場合は前回出来たものは、そのあたりに浸かる恐れがあると。
ということだけここを埋めたからといって、どう違うかということの説明はなかなか出来んと思うし、我々としてはもう、周辺農地、同意があれば、許可せざるを得ない思いですけども、何か、何か意見ありますか。

〇〇委員 このことに関してじゃないかもしれないけど、ここでの例会で許可を出す、そしたら水が出たとか何とかかなるとか、いろんなことを想定して、これ以外に、田んぼを買ってそこを谷を埋めて平らにするとか、いろんな案件が出てくるでしょ。
そうしたときに、水が出て、土砂があって、土砂災害ができるとか、そういうことらがある可能性はありますよね。
この間の熱海の土砂災害もあったし、そんなことを考えたときに、農業委員会は許可をしようとして、これで、役場が横のつながりを最もってもろうて、まちづくりだとか、農業土木とか、いろんなところに関係して、そこでせつかく役場の中にこれほどあるわけやけん、そこで農業委員会はここで許可したけど、こうこうだということを、連絡を取り合って何かこう、いい方向、今回の場合でももっと排水溝をもっと作ろうとか、そんなようなことらも、水が出るがやったら、つくっていくみたいな、横のつながりを役場の中でとってもらったらなと私は思います。

事務局 流れ的にいくと、町の許可というよりは、意見という形で、県には上げていくような形になりますので、農業委員会としては、こういう農地法に基づいて、許可じゃないけど、今回は通すような形になりますけど、そういうプラスその意見として、そういったことを添える。それが必要というか、そういうこと等を載せていくっていうことも、できるのかなと思いますけど、それをもう全て解決してからじゃないということになると難しくなってくるのかと思います。

〇〇委員 解決してからというのではなく、まあ全体で黒潮町でみていこうかねみたいな、横のつながりをもっと強くしたらどうかと私は思います。

事務局 実際ですね今回は農業委員会のほうで農地転用の話合いが農業委員会でされるんですけ

ど、大規模開発の場合、ここの役場なんかもそうなんですけど、そういう場合は、開発許可といって別の法規制がかかります。

ちょっと正確には覚えてないんですけど多分5,000㎡以上の埋立てとかですね、5反以上の埋立てとかそういう、ここ、山を切るとかですねそういう開発をする場合は、別の法律の網がかかって、それを開発する面積にもよりますが、流量の計算とかそういうのをせんといかんです。

実際は、ここの、役場の庁舎をつくる時とか〇〇の前も切り開いて宅地にしています。それなんかも貯水池ですか、一度に水が出ないように池を置いて、そこへ水が流れ込んで、徐々にながすみたいなのを作っているはずですよ。

ある一定ですねそういう、大水とかの規制は別の、面積にもよるんですけどさっき言ったみたいに、何千㎡以上のときには、そういうことをせんといかんということになっちゃうので、それはそれで別の法律の網がかかるということで認識してもらったと思います。

議長 はい、ほかにありませんか。

〇〇委員 ちょっと確認なのですがその周辺の農地にやっぱり影響があるかないかということですけどその確認というか、土地の方に確認というのは今回はしないということですか。

議長 その周辺の農地の方にはね、もう承認いただいています。道の高さまでにしてくださいということを条件に、同意があるそうですね。

〇〇委員 今、ちょっと周辺は耕作されてないような状態ということですけど、はい、許可いただいているようでしたら。はい、わかりました。

〇〇委員 周辺農地いうても隣の農地よね。この土地全部じゃなくて。

議長 はいそうです。隣接ということになります。ほかに何かありませんか。

〇〇委員 建物は建たんがですよ。埋めるだけなんですよ。

議長 埋めて機械とかを置くような使い方になると思います。

事務局 物置というか資材置場、駐車場、下は土なので、コンクリートにはならんということです。

議長 まああそのあたりは、他の公園埋め立てたところとか、道の高さのところは、ずっとあり

ますよね。ですので、ここを埋めたので、どうのこうのいうことは、なかなか難しいこと
ないかと思います。

我々としたらもう、周辺の農地への影響ということじゃないのかと思う。

何かほかにはないですかね。

ないようでしたら、この5条許可申請についで承認を受けたと思いますが。

それでは、5条許可申請におきまして承認されます方の挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員です。

議案第2号5条許可申請につきましては、承認されました。

それでは、議案第3号非農地証明願いについて1件でております。事務局のほうから、説
明おねがしいたします。

事務局

2ページをおねがいします。議案第3号非農地証明1件です。番号1番で、願出人が、○
○の○○さん、願出地は、2筆で、○○、畑で79㎡と、もう一筆が○○の畑で23㎡とな
っております。

理由としましては、表に記載のとおり昭和27年頃から、その場所に○○、○○、○○、
○○の土地と共に宅地として利用し現在に至っている状況です。○○については進入路と
して、利用をしてくれている状況となっております。

今後は○○、○○、○○を、全て○○に合筆する予定とのことです。

18ページからが現地写真等になります。

航空写真では○○がまだないですが、このあたりに○○があります。

その手前の所に赤丸を入れてます。

その場所のあたりになります。

次ページ、航空写真の拡大です。

願出地の1と2の2筆あります。

1のほうが入り路となっております。

2のほうは、現在、家の前というか車庫の下になると思いますが、2筆あります。

次のページが公図となっております。

それから次のページ、現況写真です。現況写真①のほうが入り路のほうです。

現地で杭などを探し、手前の右下に杭が確認出来たので、そこは、恐らくこのあたりまで
敷地になるのだと思います。

次のページ、②が、奥のほうの車庫の辺りを示したつもりなんですけど、ちょっと見にくく
なっております。

現況としては見ていただけるとおり宅地の状況が長年使われているという状況でございま
す。

手続上は事後にはなりますが、今回、新たにこのあたりに家を建て直しの中で、判明し手
続きが必要となり非農地の申請があがってきたということになります。

事務局のほうからは以上です。

議長 今、事務局のほうから説明がありました。
担当委員さんのほうで補足説明あればお願いします。

〇〇委員 うん。ほとんど。事務局で説明したとおりです。
建て替えという言ってましたが、左側に仕掛けの奥側に枠も組んで、工事を進めたい意向
です。もう宅地並み課税で現状来てますので、承認のほどよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの方から説明がありました。この件につきましてなにかありませんか。
なければ承認を受けたいと思います。
この非農地証明願いにつきまして、承認されます方挙手願います。
はい、挙手全員です。
非農地証明願いにつきましては承認されました。
それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集
積計画の決定について、事務局より説明おねがいます。

事務局 はい。
資料のほう、御手元に準備をお願いいたします。
議案4号と書かれたものです。ページ開けていただきまして、整理表のほうで
ナンバー5の94から、ナンバー5の99が、一対一の相対の契約となっております。
それから、整備ナンバーの5の100から5の107までが、間に〇〇の〇〇を挟んだ、契約
の形態となっております。
まず、上の相対の9の94、このほうから、読み上げさせていただきます。
多分、5の94で貸付け人は、〇〇の〇〇さん、設計の期間は、5の94から5の98まで
につきましては借受人が見ていただけると分かりますと思いますがそう〇〇さんのほうに、貸付
けという形になっております。
それから設定期間につきましても、令和6年1月1日から令和8年12月31日を予定され
ています。一つだけちょっと、令和9年12月31日というのがあります。
1番上が、貸付人が〇〇さんで、土地は〇〇の〇〇、面積は571㎡です。
作物は、露地ショウガを、予定しており10アール当たりの貸賃は〇〇となっております。
2番目の5の95番で、貸付人が〇〇さんで、設定の期間としましては、同じく令和6年1
月1日から令和8年12月31日で、土地は〇〇です。
それで、田んぼで、農用地となっております。
面積が867㎡で、10アール当たりは〇〇となっております。

3 番目 5 の 96、貸付人は、〇〇さんです。

この分が令和 6 年 1 月 1 日から令和 9 年の 12 月 31 日となっております。

土地は〇〇の〇〇で 406 m²で、作物は長ネギと芋となっております。

10 アールあたりは〇〇の〇〇の設定となっており、後の 97、貸付人は〇〇さんで、土地は〇〇、畑で、面積が 271 m²で、露地ショウガであるあたりは〇〇の〇〇の設定となっております。

この 98 が、貸付人が〇〇さんで、土地は〇〇の〇〇、畑で 294 m²で、作物はカンショです。

10 アールあたりの貸賃は〇〇の〇〇の設定となっております。

5 の 99 は、別になりますね。貸付人は〇〇の〇〇さんで、借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定の期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日で土地は、〇〇の〇〇で、田で農用地、面積が 1366 m²で、作物は稲です。

10 アールあたり貸賃は〇〇の〇〇となっております。

設定としましては、上の〇〇さんのほうをまとめて新規で、最後の 5 の 99 につきましては再設定の、設定となっております。

議長 それでは 5 の 94 から、5 の 99 まで、皆さんで審議いただき、承認を受けたいと思います。これ、個人と個人ですよ。この〇〇さんは、新規の方ですか

事務局 そうですね。
3 年目ぐらいですね。

議長 いろいろなものをつくりようがですね。

事務局 メインは生姜ですけどね。生姜が単価が安いみたいで。試しにほかの野菜も作っているようです。

議長 何かありますか。ないですかね。
それでは、5 の 94 から、5 の 99 まで、承認を受けたいと思います。
承認されます方举手願います。はい、举手全員です。
5 の 94 から 5 の 99 まで承認されました。
それでは、5 の 100 から、これは公社のようですが、5 の 107 まで事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 5 の 100 から 5 の 105 につきましては、農業公社と各個人の方と、利用権の設定をした

後、〇〇との利用権設定の予定となっております。

まず、この100番が、〇〇の〇〇さんで、設定の期間につきましては全て令和6年2月9日から令和16年2月8日までで、〇〇の〇〇で農用地となっております。

面積が613㎡で、果樹、予定されており、10アール当たりの貸賃は〇〇での賃借権の設定となっております。

それから、501と103の三つが、貸付人が、〇〇の〇〇さんで、土地は、〇〇の〇〇、畑の農用地区域となっております。

面積は762㎡で、果樹を予定されており、貸賃10アール当たりの貸賃は〇〇の賃借権の設定です。もう一筆が、〇〇の〇〇、畑で、農用地区域で、面積が711㎡で、果樹で10アール当たりの貸賃は〇〇の〇〇の設定となっております。

下のページに移りまして、5の、103番から105番の貸付人が〇〇の〇〇さんで設定の期間は令和6年2月9日から令和16年2月8日で、103の土地が、〇〇の〇〇で畑で、農用地区域で面積は1176㎡、果樹で10アール当たりの貸賃は〇〇の〇〇の設定となっております。

2筆目が、〇〇の〇〇で、畑で農用地区域面積は1021㎡、果樹で、10アールあたりの貸賃が〇〇の賃借権、3筆目が〇〇の〇〇で畑の農用地で、面積約945㎡の作物は果樹で、10アール当たりの貸賃は〇〇の〇〇の設定となっております。

設定としましては全てでここまで新規のものになります。下にうつりまして、2筆分です。

こちらは、〇〇さんと、中間管理で利用権設定後、〇〇との利用権設定の予定となっております。

まず5の106で、貸付人は〇〇の〇〇さんで、設定の期間は、令和6年2月9日から令和16年の2月8日、土地は、〇〇。

畑の農用地で、2480㎡で、作物は果樹で、10アール当たりの貸賃は〇〇で〇〇の設定となっております。

もう一筆が、〇〇で、畑の農用地で、1420㎡で作物は果樹で、10アール当たりの貸賃は〇〇の〇〇の設定となっております。

いずれも新規の設定となっております。

以上です。

議長 はい。それでは、5の100から5の107まで、質疑ありませんか。

〇〇委員 おんなじ、〇〇の〇〇さんですかね、同じ方でも、貸賃でこれだけ〇〇と〇〇と違いがあるのですか、

議長 貸す人が違うので、〇〇さんと〇〇さんで金額が違って来るがですね。

立地条件等もあるがやないでしょうかね。

何かこの件につきまして、質疑ありませんかね。

ないですかね。それでは5の100から5の107まで、承認を受けたいと思います。承認されます方挙手願います。

はい、挙手全員です。

議案第4号利用権の設定につきましては承認されました。

(午後3時6分終了)